

中古に於ける宇佐神人の活動 (下の二)

西岡虎之助

四 内 証 (上)

正八幡宮神輿射撃の一件は形付いたが、それと同時に訴へ出た大宮司(檢校とも)公則の黄金犯用の一件は、まだ解決しなかつた。抑々この一件は、宇佐神宮内部の紛擾であつて、太宰府は關係してゐない、少くとも神宮と太宰府との争ではない、所謂内証としては、既述の寛弘初年度に於ける大宮司大神邦利對權大宮司宇佐宗海の争もその一面を有し、同く寛弘五六年度に於ける大宮司邦利對禰宜成子の争の如きは、純粹のそれである。公則の黄金犯用の一件も、亦之である。而してそれに對する公卿定が、寛治二年二月一日に行はれたことは、既に述べた通りである。されどその後朝廷で

は、久しく之に手を着けてゐない。その理由は第一は、朝廷が例の神輿の一件にのみ没頭してゐない爲であり、第二は、訴人側は黄金の紛失を主張し、その犯人を大宮司公則なりとするに對し、公則側ではそれを極力否定して、相讓らなかつた上に、件の黄金は神宮の御正體なるや、又は單なる神寶なりやの問題も、併せて生じ、事件をして愈々複雑ならしめたこと、第三は、宇佐といふ遼遠の地に起つた事件である爲め、事の真相を確かめるに便宜を得なかつた等に在ると思はれる。

右の次第で、訴が出てから二年後の寛治四年五月二日に至り、諸卿は仗座に於いて、公則が犯用

したといふ黄金が、果して御正體であるや否やについて、僉議してゐる。百練抄爲房卿記として左大辨匡房は

當座に於いて定文を書いたが、翌三日早且左少辨爲房は、之を攝政師實の第に呈し、更に院（白河）に申すべしとの指揮により、院に持參して奏した。

院の仰に曰く「宇佐宮黄金條、遣勅使可被實檢歟」と。即ち實檢使を遣はすべき旨を示された爲房。卿記よつて翌四日、左大臣俊房は諸卿に宇佐の

「黄金御正體實否實檢條」につき、誰人を遣はすべき哉に就いて質問し、人々は之に對し史（左右大少史）を遣はす可きかと説く者もあり、又太宰權帥藤原伊房に付囑して沙汰せしむ可き歟と定むる向もあつた。但し院の御氣色としては、辨官若くは儒士を遣派すべしとの事であつた。けれども結局、伊房に付囑することは成立せず、遣使に決定したらしく、俊房は臨時勅使の例につき、太政官の外記をして勘申せしむ可きの由を仰せ下してゐる

爲房卿記。尋いで翌六月五日には諸卿は仗座に候して、宇佐神人國分なるものゝ訴事について定を行つてゐる。爲房卿記。國分は恐らく公則とは反對側の神人であらう、随つてその訴事の性質も推測できる。而してこの定に於いて、爲房は使となり、參院七八度にも及んでゐる。

かようにして朝議は兎もかく決定したのであらう。同年十二月十四日に至り、美作守藤原行家を使として、黄金を實檢せしむることゝなつた。百練抄後二條卿通記、中右記この時、行家をして宇佐宮並に香椎宮に奉らしめた宣命は、問題の黄金の由來、即ち少くも當時信せられてゐた由來、並びに今回の争の所以等につき、漠然乍ら説明するものなるが故に、左にその要點を摘出する。

聖武天皇乃御宇乃時仁當宮仁奉供世之給留黄金波、香鑪宮仁入天累代能御神寶止之留古尚矣、而先年之比天傳來止與紛失世由乎訴申古止雖及數年毛宮司（公則）誓不紛失留

旨乎陣申世粟遼憚之間爾真偽難決志天居諸推移天延天及于

今日多遲引之至利竊寐仁思食之懼畏利御坐須古無限之因止

茲件黄金乃新舊能間虚實乎令檢知之女給と所念行天奈牟

とて遣使のことに及び、そして、

大菩薩此狀乎平久安久間食天黄金乃沙汰乃間、驗臨之輩

良、定難辨決乎、殊垂冥驗給へ、必施神德給天云々

とある 後二條 師通記これに據ると、少くも朝廷側では、

黄金を御正體とは見做さず、神寶と認めてゐた趣

が解かり、随つて問題の中心は、黄金の眞偽、即

ち訴人側では公則が舊物を盗み、新物を以つて之

に替えたとするし、公則側では、どこ迄も舊の儘

であるとする點にあつた様である。そして之を實

檢すべく行家は下向したのであつて、彼は翌寛治

五年四月二日還京してゐる。 中右 記因みに、是より

先き三月十日、朝廷では宇佐の事につき定を行つ

てゐる。 中右 記

實檢使はもどつたが、その結果どうなつたのか

この事件に關する徵證は、その後一年餘に亙り、一向見えない。漸く寛治六年二月十五日に至り、

諸卿は右仗座に於いて、宇佐黄金等のことを定め

た趣が、後二條師通記に見えてゐる。かくて後一

年近くその徵證がなく、翌寛治七年四月二十日に

至り、突然大膳職に於いて、公則を勘問した事が

百練抄に見えてゐる。勘問の理由は、黄金犯用に

依るとあるが、これらの點から推すに、先に實

檢使を派した結果は、依然黄金の新舊眞偽を判定

するに至らず徒らに時日を遷延するのみであつた

ので、茲に兼疑者公則を召喚し勘問したものと思

はれる。然し大體に於いて、公則の罪は免がれな

かつたらしく、この時には、彼は前大宮司と呼ば

れてゐる、即ち大宮司職を既に剝奪されてゐる。

更に五月二日、頭辨仲季は、内大臣師通の許に

來り、命婦辨申問注記を下附されてゐる。命婦と

は宇佐宮命婦のことで、朝廷では黄金の實否を見

はさしめんが爲に、去年彼を宇佐より召上げて勘問し、その辯申の詞を注記したが、件の文書で

後三條
師通記

ある。但し命婦は訴人側であるか、被告側(公則側)であるか不明であるが、恐らく公則側である

らしく、この時尙滞在してゐたことは、後述の所によつて明である。尋いで翌六日にも、師通は右

仗座に於て、件の問註記を下し、諸卿をして僉議せしめてゐるが、この時師通は「此之次命婦可遣」

本所歟、何様可候」とも云つてゐる。同。本所とは

何處を指すのか不明である。或は本宮の意で宇佐

に返遣することかも知れない。しかし翌七日季仲

は師通の許に來り、命婦下問の宣旨があつた趣を傳へてゐるのは、何かそれと關係のある事であら

う。命婦下問とは、命婦と安富とを對はして覆問

するの謂で、命婦を公則側とすれば、安富は勢ひ訴

人側の神人である可きである。同上、及
其要書且つ之から推

して考ふれば、前年來雙方の者が召喚され取調べ

られてゐた事が解かるので、茲に至り改めて對問すべしとの宣旨が下つたのである。

かくて十一日を期し、覆問の手筈を取つたのであらう。同日その顛末を聞かんが爲にか、師通は史の惟宗政孝等を召し、に、申來たので「命婦之可覆問由、被下宣旨了、及未無音、如何」と、

この間に對し左少辨重資は、私意の爲め自然遅々に及べるを謝し、次に命婦に對し、今日參るべき

由申入れ置きしこと、及び相待つてゐたが終に見えなかつたこと、並に重ねて事情を尋ね、明且參

候せしめて覆問に及ぶべきこと等を以つて返事し

てゐる。同。果して十二日には、覆問が行はれたらしく、同日戌刻重資が同様師通の許に來り、

本文書(最初の問註記)に、今回の覆問文を相添

えて呈してゐるが、覆問の結果は要領を得なかつたらしく、この時の重資の言をその儘掲ぐれば

「所令申不明云々、成貞申云、猶申請拷訊云々

公順之眷屬、慥以不申」とあるので知られる、成貞は門部である。門部とは、衛士を率ゐて禁廷の諸門を守る事を掌る衛門府の職員であるが、この成貞は命婦勘問に當つてゐた關係から、更に拷問せられん事を要求したのであらう。公順は公則の子で、命婦と共に眷屬を率ゐて上洛し、勘問を受けたが、命婦同様、真相を白狀しないのである上。

更に十三日、師通は件の覆問記を匡房に見せしに匡房も、大略先日進む所の問記と同前云々と云つてをり、秉燭の頃來りし季仲も、同じく前後の問記の相違してをらぬ由を述べてゐる。但しこの時季仲は之に對する一の提案として、宇大夫時則なる者を召して訊問してはと主張してゐる。蓋し時則は黄金を實見したと自ら申す者であつたからである。この説には、師通も同意してか、問註記等の關係文書を季仲に下し、且つ次のことを奏聞せしめてゐる。即ち當時命婦の一行は山崎に逗留

してゐた。これは石清水との關係からであらう。そして此處を足溜の地として、朝廷から勘問等を受くる都度、京都に出頭したのであつたが、何分にもそれでは往返の煩が多くて困却した。よつて之に對して命婦は苦情を申し立てたので、茲に至り命婦だけは、暫の間、大膳職に候せしめ、以外の者は、一先づ宇佐に下向せしむることに決し、その趣を奏聞せしめたのである。かくて命婦は大膳職に來り、そして勘問を受くることゝなつたのである。御二條 師通記因みに大膳職は待賢門を這入つて御二條 師通記稍左の突當りに在り、専ら官衛の膳羞の事を掌る役所であるが、中古こゝで犯人等の勘問が屢々行はれたのである。

ついで三日目の十六日に到り、勘問に取懸つたらしく、秉燭の頃季仲は師通の筈に來り、その指圖を受けてゐる。即ち師通は宇佐宮黄金關係の調度文書を下し示した次いでに、宇佐大夫時則に問ふ

べき子細は、右の調度文書に任すべきこと、並に命婦勘問の次いでに、彼女が山崎邊逗留中に叫聲を發したといふ風聞のあるに對し、その實否等をも尋問ふべきことを命じてをり、更に重資を召して、同様のことを命じ、且つ尋問の顛末は、夜内に左右を申すべしと仰せてゐる上。かくて翌十七日、重資は師道の許に來て、前夜の覆問記を呈し命婦の叫聲は事實なる由露申したに就いて、重ねて尋ぬべき旨を申してゐる。更に申刻季仲が來たので、師通は件の覆問記を交付して奏聞せしめてゐる上。また翌十八日、季仲は師通の許に來て、昨日の覆問記を返上し、且つ僉議を行ふべしとの勅旨を傳達した。よつて是日障定を行つたが、その初に季仲は口頭を以つて宣旨を述べた。それには命婦覆問の顛末が、比較的明瞭に語られてゐるから、左にその全文を録する。

此間頭辨(季仲)來云、宇佐宮命婦、於大膳職所覆問之

事、早以可定申也、雖不載定文、先可定申也、命婦宿山崎之間、有叫聲之聞、被尋問之處、已以露申、世間萬人觸入耳根、命婦申云、件叫聲之事實也、子細可被辨申、言詞不明之由、所申也、證人男三人、從者女一人、所承也、行事辨(重資)召放從者女、問子細之處、叫聲之事實候也、申旨儘不令申云々、於大膳職、召問之處、託宣座下之由、所申候也、行事辨重資、不得其心、件日(十六日)可令申之、隱心所未申之、奇惟悶極、其外不申分明、何樣可申件沙汰之、可定申、依黃金紛失之事、須被拷訊、令占二箇條事、可被行之由、所被仰下也、上達部等可被定申者也、

之に對する人々の意見は、いか様不分明であつたらしく、爲に師通も子細を住せずといつてゐる上。されど前掲の宣旨に見える二箇條の執行すべき事に就いては、それ／＼處理をつけてゐる。まづ叫聲に就いては、命婦並に從者等がその事實を承認したものの、言詞即ち叫聲の内容に關しては、たゞ託宣が下つたとのみで、慥な所は分明に申さな

いから、更めて何様にも沙汰すべしとの仰であるので、翌十九日師通は参内して季仲に「宇佐宮命問記」(覆問記カ)を下した次いでに、宣旨目錄に委せ、叫聲に關し官使を現場、即ち山崎邊に遣はして命婦の申せし旨につき、その眞偽を訊ね仔細を問はしめてゐる。官使は、直ちに文書を具して山崎に參つた。更に黄金紛失の件につき拷訊すべしとの仰に對しては師通は重資を召し、「先日命婦問記等」を下し、同様、宣旨目錄に任せ早く對問すべき由を命じてゐる^上。

命婦對問の事は、同日行はれたが、矢張り要領を得なかつたらしく、翌二十日、季仲は、前日の命婦問日記を所持して師通の許に來り、「神人等意趣、頗奇恠思給也、其故者、有欲當件事氣色云々」と申してゐる。當とは蔽ふ意で即ち事件を隠蔽する氣味があつたからである。之に對し師通は「未得其心之故也」と記してゐる^上。翌二十一日

師通は季仲に、件の問日記(宇佐命覆問記等)を交附して、奏聞せしめてゐるが、この時季仲は、次の如き事を告げてゐる。即ち命婦對問の結果は以上の如く埒が開かない故に、更めて宇佐宮から證人を召上げてはその人々の意見である、けれども件の證人は、たとへ召喚しても、洛中へ參るまいとの風聞である。この上洛を拒むことについて、師通は「奇怪罔極」と説いてゐる^上。しかし乍ら、證人召上の件は、決定したらしく、翌二十二日、季仲は師通第に來て、昨日奏上の宇佐文書を渡し、且つ宣旨を傳へ仰せて曰く、命婦は一先づ本宮(宇佐宮)に返遣はし、恒例の神事に従はしむべき事、その替り太宰府並びに彌勒寺別當清圓法橋に仰せ、證人を朝廷に召進せしむべき事、召進の日數は三十日以内とし、慥に證人等を候せしむべき事、太宰府へは官使を差遣はすべき事等を述べてゐる。それで師通は重資を召し、右の宣旨の

仰する所を傳へ、且つその次、彌勒寺の縁起をも尋ね求めしめてゐる(註一)。なほ是日の師通の日記に、「官廷奇怪不少、不便尤多」とあるのも、何れこの事件に關連した述懐であらう^上。

是日別に已刻許り、前記の門部成貞が、師通第の門外に來り、訴訟を申し立てゝゐる。その子細を問ひしに、「問命婦之間、漏落候」との由である。その意味は多様にとれるが、要するに命婦訊問につき、尙遺漏があるとして、それを報告に來たのである。それで師通は、匡房の許に使一人を差して伴の處置如何を尋ねしめしに、匡房の答に、官庭に於いて、その沙汰のある際に申上げしむべきであるとおつたので、師通は、それに従ひ、追つて沙汰あるべきを傳へし所、成貞も納得して避去つた^{同上}二十二日。しかし之に就いては、その後何等の徴證もない。

證人召進の件に就ては、後二條師通記本月二十

五日の條に、師通が高陽院(關白師實第)中門廊に於いて、季仲に雜事の裁決を與へた次いでに、次の記事が見える。

其次宇佐宮黃金證人等、又重所被召加行事歟、辨下^上。向攝津云々、便付頭辨任先例可被行之由、所傳仰於大夫史祐俊宿禰者、殿下(師實)仰云、奏者隨便宜可待者也、

記事が簡潔で意味が取り悪いが、凡そ是日召進の運となつたのであらう。かくて八月十日重資が師通の許に來て、宇佐宮に召進せしめた證人等が、參入した由を申し、且つ證人等の申文ある旨を報告してゐる。よつて師通は之を民部卿經信に諮り重資をして事の由を奏せしめ、明日申文を呈せしむべく仰せてゐる^{同上}。ついで十四日にも重資が來て、證人等參仕の由を申してゐるが^{同上}、十六日に至り、季仲が來て、證人等を拷訊すべしとの宣旨を傳へ、師通は即ち之を奉行し、且つその次證人

等の文書(申文等)を、彼に交付して奏聞せしめてゐる。かくて季仲は晩頭來りて件の文書を下し、御旨對問彼此宜經言上云々を傳へた^上。仍て師通は翌十七日、證人等の文書を重資に下し、此對問すべき事を命じてゐるが、その日の酉寇季仲が拷訊日記を持參して來たに就いて、師通は恒例の如く先づ内覽し、次に事の次第を季仲をして奏せしめた^同。

かようにして、證人等を召進して拷訊したのであるが、この結果がどうなつたのであるか、不詳である。是月二十五日にも、重資は件の問日記に關係の調度文書等を加へて師通に呈してはゐるが一向右の結果に就いては語つてゐない^{同上}。而してかく勘問が永引いて結着に至らない理由は、前述の如く黄金に關する新舊の眞偽、並に御正體なるや否やといふ頗る機微の點に觸るゝ問題であつたからであるが、後者に就いては、翌二十六日恐ら

く宇佐宮關係の僧侶と思はれる神榮なる者が、或人に語つて、宇佐宮の御正體は薦枕(薦御驗とも)であつて、黄金を以つて御正體となすことは、一定知らざる所である^{元亨三年具注歴裏書}と述べてゐる。これは普通の說で、黄金が舊の眞物なるを主張する公則側は、之に據つたのであらう。然るに新たなる偽物なりとする訴人側は、飽迄も之を否定して止まなかつた爲にか、廷議はなほこの後にも及んでゐる。即ち十月十四日にも、宇佐宮黄金の陣定があり^{後二條師通記}、越えて翌嘉保元年十月二十六日にも、同様黄金に就いて「頗被定申」さるゝことが^{中右記}あり、更に翌々嘉保三年(永長元年)五月十六日にも、左仗座に於いて定があつたけれども^{後二條師通記}。なほ決定し兼ねたらしく、終には關係書類を一先づ返却して然る後、更めて調査するといふ態度に出でゐる。即ち時の關白師通の日記五月二十八日の條には、

宇佐宮黄金未沙汰間、數年過畢、遣返調書文書於鎮西、不日可有沙汰之由、下知已畢、其後於官底、可仰眞僞也

とある。未沙汰とは同記五月十六日の條に、「宇佐宮黄金事未切」とあるもの、及び後文治の頃再び黄金が、問題となつた時の院宣中に見ゆる外記勘文に「寛治之比有沙汰、事不切之由、見外記勘文」玉葉文治元、十、九、とあると同じ意味合の言で、遷延を示すものである。この遷延については、文治元年十月十七日附右大臣兼實の宇佐宮に關する申狀中に、黄金を御正體となすや否やの問題に説き及んで、「粗案寛治之例、依黄金一事之沙汰、猶有連日數度之仗議」ともいひ、又

自寛治之初、至嘉保之末、云仗議云問注沙汰、雖及數度、御體歟神寶歟、左右猶不一決。○中略如師尙勘申、嘉保三年十一月卅日問注記者、放生會之儀、以薦御枕奉乘神輿、以香爐管黄金在此中、令列神寶、修正之時、只以件管奉移彌勒寺云々者

とも説いてゐる。大外記師尙の勘文に引用せる嘉保三年十一月三十日の問注記によれば、少くも八月の放生會の際には、黄金は神寶として取扱はれたことが解かる。但し二月八日の修正會の際に疑問である。けれ共、廷議は大體に於いて神寶説に傾いたらしく、文治二年正月十五日、時の宇佐大宮司が黄金を御正體なりと申し立てしことを聞いて、兼實の反對した語中に、「嘉保之比、沙汰出來度々及問注、然而依無體證、宣命猶載神寶之由」と述べてゐる。以上玉葉嘉保年間の宣命は、管見には未だ入らないが、兎もかく、これといひ寛治年間の宣命といひ、何れも黄金を以て、神寶としてゐる所より見れば、廷議の奈邊に在つたか、略々推察出來ようかと思ふ。しかし乍らこれに對して訴人側は、なほ御正體説を固執し、爲に争を永引かしたことは、この後、承徳元年十二月二十六日にも、「宇佐黄金正體事」について、陣定を行

つてゐるに徴して明である中右記。かくてこの問題の結末は不明裡に畢つてゐると共に、之に關連して、盜否即ち新舊眞偽の問題も、同様その結末を知るに由がない。

黄金事件の後、仁平三年のころ、大宮司宇佐公通對神官の争が起つてゐる。争の源因は不明なるも、何か公通と神官とが衝突する所があつて、神官共は公通の非行を朝廷に訴訟し、その停任を請ふた。よつて同年十月十二日、入道忠實（法名圓理）は、家司播磨守顯親をして、女院即ち高陽院（鳥羽后、忠實女泰子）に、公通をば停任せらるべき旨を申さしめてゐる。何故に女院に奏請せしめたかと云へば、當時宇佐大宮司職は、女院の御領であつた、換言すれば女院は本家として、名義上大宮司職を支配し、大宮司よりその所當の一部の寄進を受けてゐたに因るのである。この關係は何時頃から發生したのか不詳であるが、兎もかく當時女

院は本家であつた所から、大宮司職を進退する權利をも持つてゐた故に、忠實もかく公通停任のことを奏請せしめたのである兵範記。

忠實が右の如く停任奏請に決した所以は、神官の訴訟が月來重疊の上に、近日に至り公通に對し奇思食事—奇怪の念を懷きしに因ること、しかもこの奇思食事は、彼の愛子左大臣内覽頼長の口添に基づくのであつた。察するに神官の運動は、まづ頼長を動かし、頼長は忠實を動かし、忠實は女院を動かし奉らんとしたのであらう。その結果、前記の通り忠實は顯親をして、女院に奏請せしめたのである。詳しく云へば、女院に即刻應下文を成し、公通停任の旨を下知せらるべきことを奏請せしめたのである。抑々公通は天養元年以來大宮司に補せられてゐたが、その後久安四年父公基の死去した際に、その替として家嫡たるの上、六萬疋の任料を女院に進納した爲に、去々年

仁平元年に、又重任することとなり、以つて三年に及び、茲に停任せらるゝに至つたのである。けれどもこの際女院からは、公通停任の仰が下された丈で、その替の沙汰には及ばなかつたが、或は従來の例に徴して、この公通對神官の争も、結局宇佐氏對大神氏の大宮司職争の一の發現であると思ふ。と見做せば、公通の次に大神氏の人が補任せられたのであるかも知れない以上。但しこれは、現在大神氏關係の確かな記録が残つてゐないから、斷定は下せないが大勢の上から論ずれば、充分蓋然性に富むものと信ずる。

由來宇佐氏と大神氏とは、共に宇佐神宮の宮司家として勢力のある家柄であつた。けれどもこの兩氏も、他の大社に於けるが如く、常に宮司職の獲得目標として争ひ續けたことは、既述の所に照しても極めて明白である。しかもこの争の最後は宇佐氏の勝を得となり、大神氏は他の分野に運命

を開拓するようになった。宇佐神宮に關する大神氏の記録の少ない一因は、茲にあると思ふ。

さり乍ら大神宇佐二氏が、少くも中古の中頃から宮司職として公認せられてゐたことは、延喜式三、臨時祭に次の如くあるので解かる。

凡八幡神宮司、以大神宇佐二代補之、不得雜補他氏、宇佐氏は上古以來、豊前地方に蟠居せる豪族で、隨つて宇佐神宮と深い關係にあることは、充分推測出来るが、早い時代に於いて、同氏が神宮の祠官であつた明確な徵證はない。これに反し大神氏は、その出自を或は大和の大神氏ともせられるが中古の初期以來、神宮の祠官として勢力を振つてゐたことは、かの杜女・田麿の對朝廷の活躍に徴して明である。然らば何故に、又何時頃から宇佐氏が祠官の列に加はり、大神氏と相並ぶに至つたかと云へば、恐らく杜女・田麿の失脚以後即ちかの厭魅事件以後のことに屬するのであらう。あの

事件の起るや、朝廷は大神氏を排斥して、他氏を以つて祠官に補任することゝしたが、その選に入つたのが、宇佐氏であつて、同氏の祠官たるの地位を占めたのは凡てこの頃に初まるのではあるまいか。一方大神氏も、失脚し排斥せられたのは一時的のことで、その後復活するようになり、茲に宇佐大神二氏が神宮の祠官家として定まるの形勢を作つたものと推測せられる。

然し乍ら、これとても延喜以來のことであつてそれ迄は、少くも他氏にして補任せられんことを希望する傾のあつたことは、前記延喜式に、他氏を雜補するを得ずとあるのでも知られ、更に溯つて、延暦二十三年六月丙辰の制によれば、宇佐の外、常陸の鹿島・越前の氣比・能登の氣多等地方の諸大社の宮司職に對して、人々は各々譜第と稱して、競望の念を懷くに就ては、自今以後、神祇官で舊記を検し、常に氏中の事に堪へたる者を簡ん

で擬補し、官に申告すべし日本後紀十二、類聚國史十九とある。譜代と稱するとは、宇佐宮に就いて云へば、宇佐大神二氏の譜第なりと稱する意で、他氏の人々がしか詐稱して、宮司を望んで止まなかつたので、更めて二氏の一族中から嚴選することゝなつたのである。そして之が延喜式に於いても、復承認された次第である。しかしかく二氏が正當な宮司家と確認せられたとしても、宮司職がもと／＼正當な資格を持たぬ他氏の人々によつてさへ、競望された程のものであつて見れば、次に二氏の間にも競望が醸さるゝに至るのは、極めて當然と謂ふべきであらう。これ即ち内訌のある所以である。但しその際に於ける複雑な利害關係は、時に矛盾した組合せを齎らしめることもある。即ち一方の氏族の者が、常に一致協力して他氏に當つたのみとは云へないので、かの宇佐氏の僧元命が大神邦利に與力した如き、その一例である。けれども大勢の

上から論ずれば、宇佐氏の者と大神氏の者とは、それ／＼一團となつて、對峙反目の行動をとつたものと見て差がないのである。而してこの内訌の目的は、單に一方が現任者の地位を覆へして、それに替らんとするのみならず、永久にその一族をして、宮司職たるの資格を失はしめんとするものなるが故に、その間、色々惡辣な手段が講せられる。無を有とし有を無として相争ふのはこの爲で黄金一件の如きそれであらう。

そうしてこの手段としての不正の摘發は在任中に行ふこと多く、寛弘の兩度及び寛治の黄金一件の如き皆それであるが、中には在任中の露見せずして、交替の際に至り、初めて露はれて、悶着を惹起することもある。されば早く大同三年二月丁酉を以つて、宇佐宮司等遷替の日には、國司に准じ解由を與へしめてゐる類聚國史十九。即ち現任の宮司等から、前任者に對して、任中懈怠不正なくば解由

狀を交附し、然らざれば不解由狀を以つてするので、これは任中の懈怠不正を妨ぐと共に、後任者の立場を明にして將來の悶着に備ふるのである。

かくの如く朝廷では豫防線を張つてゐたに關はず、その後幾度か悶着が發生した。この悶着は宇佐氏對大神氏の軋轢に因ること勿論乍ら、その波紋を彌が上に大きくしたのは、兩氏をそれ／＼取卷く神人共であつたと思はれる。神人共にどつては、自派の首領が宮司職に備ると否とは、その利害休戚に大きな關係をもつてゐたこと云ふ迄もない。當時宇佐神人が、どの位の數に上つたかは不詳であるが、かの寛弘初期の騷には、神人等五百餘人上落したとあるから、相當多かつたものと推測せられる。事實、對朝廷の活動の條で述べた所の神田封戸の高、並に後に述べるが如く、神宮及び彌勒寺自身の努力によつて得た（中には寄進もあるであらう）所領莊園乃至末寺末宮が、九州

一圓に廣まつてゐたこと等から推せば、充分に多數の神人を抱擁し得る力を持つてゐたのである。しかもこれらの神人共の下級の輩でも朝廷から特に内階に叙せられるものゝ多かつたことは、嘉承の初年、宇佐宮御馬所檢校外從五位下酒井宿禰友宗が内階に改叙せられんことを請ふ申狀の中に「宇佐宮神人下姓之輩多叙内階」と述べてをり、且つこの申狀に關する同二年二月十七日附の文章博士兼大内記藤原敦光の勤申でも、申す所の旨先蹤なきに非ずとしそれを承認し、且つ康和二年十一月七日には、漆島清貞を木工寮の申請により、從五位下に叙し、嘉承元年十二月二十五日には、宇佐公宗を内給によつて從五位下に叙し同年十二月一日には、酒井爲季を同く内給によつて從五位下に叙してゐるが、之等は、皆彼宮神人であると勤申してゐる。當時下姓の輩の叙階は、諸官給を除く以外は、外階を給ふのが通例で、件の友宗の如

きも、長治三年正月三十日、臨時内給によつて、榮爵(五位)を賜つたが、その際の宣旨に任せ、且つはその内給が、諸官給(内官給)でないといふ上記の傍例に照して、外階位記(外從五位下)を頒たれたのであつて、この時に至り、更めて地の神人の例により、内階に改叙せられんことを請ふたのである。朝野群載十二、下姓人申叙ともかく、かように内階に叙せられし神人の多かつたことは、朝廷の神宮に對する崇敬の篤きを示す以外に彼等は之によつて自尊心を養ひ、周圍の人々は、之に一種の壓迫の感を懷き、さうして内外相應じて、その活動を容易ならしめたことであらう。

〔註一〕後二條師通記寛治七年八月二十五日條裏書「宇佐宮太宰府召進證人了、問日記調書文書等相加、彼是左少弁獻之、彌勒寺緣起所令尋之處、清圓法橋消息相副、所進官也、先日所令尋、未求得之由、仍所令尋之處、相求慮外所進官也、先日緣起、未相尋云々、官使未歸云々。」なほ之によれば、後日に至り、證人は來ても、官使は當時まだ歸京してゐなかつた事が解かる。